

請 求 人 殿

松原市監査委員 川 西 修

住民監査請求に対する監査結果について(通知)

平成 26 年 1 月 9 日付けで地方自治法(以下「法」という。)第 242 条第 1 項の規定に基づく住民監査請求に係る監査結果を同条第 4 項の規定により次のとおり通知します。

なお、本件請求に関しては、議員から選任された監査委員である河内徹は、法第 199 条の 2 の規定に基づき除斥となっています。

第 1 監査の請求

1 請求日

平成 26 年 1 月 9 日

2 請求の要旨及び内容

(1) 請求の要旨は次のとおりである。

平成 24 年度における松原市議会議員の政務調査費について、情報公開請求によって入手した政務調査費支出証書、領収書などを確認したが、不適切な支出が多く見られた。

政務調査費は地方自治法に基づいて交付され、「市政に関する調査研究に資するため必要な経費以外のものに充ててはならない」(松原市議会政務調査費の交付に関する条例第 5 条)と定められている。よって、私的な活動や政党活動、後援会活動はもちろん、説明が不十分な支出についても政務調査費を充当することは認められない。

これらの不適切な支出合計 3,305,188 円について、関係会派及び議員に返還させるよう勧告することを松原市長に求める。

(2) 請求の内容は次のとおりである。

会派の共通経費

① 公明党

ア 会派視察 5 人分の 32,900 円は、観光慰安旅行に係るものなので違法または不当な支出である。

イ 事務用品 5 人分の 21,720 円は、内訳が不明であり年度内の政務調査活動に寄与したとは認めがたい不適切な支出である。

ウ 地図 5 冊の 66,150 円は、年度内の政務調査活動に寄与したとは認めがたい不適切な支出である。

エ ホームページ作成費の 110,000 円は、政務調査活動に関するもの以外に政党活動に関す

ることの記述がホームページから伺えることから、東京高裁（平成22年11月5日判決）の判例をもとに、半額の55,000円は不適切な支出である。

以上の合計175,770円を会派構成員5人で分割（1円未満切り捨て）し、1人あたり35,154円を個別に請求する。

② 自由民主党

ア 会派視察の209,280円は、政党活動に属する経費なので違法または不当な支出である。

イ 平成24年4月7日、平成24年5月9日、平成24年11月21日の各11,550円、合計34,650円の会場利用料は、政治団体の支出であるので認められない。

ウ 広聴費の合計9,100円は、政治団体の支出であるので認められない。

エ タクシー代7,780円は、市政に関する調査研究とは無関係であると推察されるので不適切な支出である。

以上の合計260,810円を会派構成員4人で分割（1円未満切り捨て）し、1人あたり65,202円を個別に請求する。

③ 日本共産党

ア 書籍その他の資料購入費の7,550円は、市政に関する調査研究に資するものであるという判断に欠けるため、政務調査費の充当が認められない。

以上7,550円を会派構成員4人で分割（1円未満切り捨て）し、1人あたり1,887円を個別に請求する。

④ 松原会

ア 予算執行実績報告書・決算書の1,530,000円は、会派が作成するものでなく、政務調査費として充当することは不適切である。また、証書の内容や領収書にも十分な説明がなく不適切な支出である。

以上1,530,000円を会派構成員3人で分割（1円未満切り捨て）し、1人あたり510,000円を個別に請求する。

議員の個別支出

① 池内秀仁 議員

ア 高速料金通行料金の合計4,100円は、前年度分の支出なので不適切な支出である。

イ タクシー代の3,140円は、前年度分の支出なので不適切な支出である。

ウ ガソリン代5,792円の50%である2,896円は、前年度分の支出なので不適切な支出である。

以上10,136円を会派分と別に請求する。

② 河内徹 議員

ア タブレット代を50%按分した28,373円とパソコン代の50,000円の合計78,373円については、調査研究活動のため複数台のパソコンが必要であると認め難いため違法または不当な支出である。

以上78,373円を会派分と別に請求する。

③ 紀田崇 議員

ア 資料購入費の合計45,612円は、判断材料に欠ける書籍であるため政務調査費の充当が

認められない。

イ 調査旅費の合計 56,355 円は、短期間で二度も視察に出かける必要性が不明であることや、政治活動であることが疑われることから、政務調査費の充当が認められない。

ウ タクシー代の合計 10,800 円は、私的な活動であると考えため、政務調査費の充当が認められない。

エ 高速料金通行料金の 2,650 円は、政党活動に属する経費であり、違法または不当な支出である。

オ 駐車料金の 400 円は、政党活動に属する経費であり、違法または不当な支出である。

カ クリーニング液代 980 円は、市政に関する調査研究に関係のない、私的な出費に他ならないので違法または不当な支出である。

キ 祝儀袋 157 円は、交際に係る経費として扱われており、政務調査費として認められないので、違法または不当な支出である。

以上 116,954 円を会派分と別に請求する。

④ 篠本修 議員

ア 子育て支援、地域ボランティア活動等の合計 234,653 円は、私的活動に係る経費であるため、政務調査費から支出することは使途基準を逸脱するものであり、違法または不当な支出である。

イ 東北被災地視察の調査旅費 62,000 円の内 50,000 円は、私設グループでの視察で私的活動にあたるものなので、政務調査費を支出する制度のあり方となじまない、よって違法または不当な支出である。

ウ 新聞購読代のうち 31,400 円は、支出を確認できないため違法または不当な支出である。

以上 316,053 円を会派分と別に請求する。

⑤ 下原郊紀 議員

ア ホームページの保守の 240,000 円は、ホームページ開設の時期と保守の期間に相違があることや、領収書の発行元の団体が不明であるために、領収書が偽造されたものであると思われる。よって、違法または不当な支出である。

イ 資料作成費 250,000 円は、上のアと同じ領収書の発行元の団体が不明であるために、領収書が偽造されたものであると思われる。よって、違法または不当な支出である。

以上 490,000 円を請求する。

⑥ 中尾良作 議員

ア 乾電池等の合計 6,940 円は、年度内の政務調査活動に寄与したとは認めがたい不適切な支出である。

以上 6,940 円を会派分と別に請求する。

⑦ 橋本邦寿 議員

ア ガソリン代合計 7,444 円の 50%の 3,722 円は、前年度分の支出なので不適切な支出である。

イ 地方議員懇談会（平成 24 年度合同総会）及び平成 24 年度会費の 6,000 円は、前年度分の支出なので不適切な支出である。

ウ 機関誌購読料の 12,000 円は、私的な経費で政務調査費として認められないので、違法

または不当な支出である。

エ 広聴会会場費の 46,515 円は、後援会が主催する新年互礼会としての会場費であるため、後援会活動に係る経費であると考えられる。よって、違法または不当な支出である。

以上 68,237 円を会派分と別に請求する。

⑧ 堀川静子 議員

ア 書籍代の合計 181,460 円は、領収書に内訳がなく、同一の書店で、定期的に、ほぼ同額の買い物をする行為は不自然であり、市政に関する調査研究に必要な出費であるか疑わしいので、違法または不当な支出であると判断される。

イ パソコン用品 3,140 円は、年度内の政務調査活動に寄与したとは認めがたい不適切な支出である。

以上 184,600 円を会派分と別に請求する。

⑨ 三重松清子 議員

ア コピー用紙合計 53,950 円は、年度内の政務調査活動に寄与したとは認めがたい不適切な支出である。

以上 53,950 円を会派分と別に請求する。

⑩ 山本真吾 議員

ア 書籍代 1,239 円は、私的経費であるから政務調査費の充実に認められない。

以上 1,239 円を会派分と別に請求する。

⑪ 若林良信 議員

ア 会派視察としての 4,580 円は、会派の共通経費でも重複して請求しているので、不適切な支出である。

以上 4,580 円を会派分と別に請求する。

3 事実証明書

政務調査費支出証書等の写し

第2 請求の受理

1 請求の受理

本件請求は、法第 242 条第 1 項に規定する要件を具備しているものと認め、平成 26 年 1 月 17 日付でこれを受理した。

2 請求人の陳述

法第 242 条第 6 項の規定に基づき、本件請求人に対して新たな証拠の提出及び陳述の機会を設けたところ、請求人から陳述しない旨があったので陳述は実施しなかった。また、新たな証拠の提出もなかった。

3 監査対象事項

平成 24 年度松原市議会政務調査費の支出について、請求人の主張する事由から違法又は不当な支出

にあたるか否か。

4 監査対象部局 議会事務局

第3 監査対象部局に対する事情聴取及び事実証明書の確認

1 事実確認

平成26年2月19日に監査対象部局である議会事務局から事情聴取を行い、また事実を証明する関係書類等の提出、確認を行った。

2 政務調査費

地方自治法の規定

法第100条第14項は「普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務調査費を交付することができる。この場合において、当該政務調査費の交付の対象、額及び交付の方法は、条例で定めなければならない。」と規定している。さらに、同条第15項は「政務調査費の交付を受けた会派又は議員は、条例の定めるところにより、当該政務調査費に係る収入及び支出の報告書を議長に提出するものとする。」と規定している。

本市における条例等の規定

本市における条例及び規則は、次のように規定している。

ア 松原市議会政務調査費の交付に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第100条第14項及び第15項の規定に基づき、政務調査費の交付の対象、額及び交付の方法その他政務調査費の交付に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(交付対象)

第2条 政務調査費は、議会における会派（所属議員が1人の場合を含む。以下「会派」という。）に対して交付する。

(交付額及び交付の方法)

第3条 政務調査費は、各月1日（以下「基準日」という。）における当該会派の所属議員数に月額85,000円を乗じて得た額を四半期ごとに交付する。

2 政務調査費は、各四半期のおおむね最初の月に当該四半期に属する月数分を交付する。ただし、四半期の途中において議員の任期が満了するときは、任期満了日の属する月までの月数分を交付する。

3 一の四半期の途中において新たに結成された会派に対しては、結成された日の属する月の翌月分（その日が基準日に当たるときは当月分）から政務調査費を交付する。

4 基準日において議員の辞職、失職、除名若しくは死亡又は所属会派からの脱会があったときは、

当該議員は第1項の所属議員に含まないものとし、同日において議会の解散があったときは、当月分の政務調査費は交付しない。

(所属議員数の異動等に伴う調整)

第4条 政務調査費の交付を受けた会派が一の四半期の途中において所属議員数に異動が生じた場合において、異動が生じた日の属する月の翌月（その日が基準日に当たるときは当月）の末日までに、既に交付した政務調査費の額が異動後の議員数に基づいて算定した政務調査費の額を下回るときは当該下回る額を追加して交付し、既に交付した額が異動後の議員数に基づいて算定した額を上回るときは会派は当該上回る額を返還しなければならない。

2 政務調査費の交付を受けた会派が一の四半期の途中において解散したときは、会派は、解散の日の属する月の翌月分（その日が基準日に当たるときは当月分）以降の政務調査費を返還しなければならない。

(使途基準)

第5条 会派は、政務調査費を別に定める使途基準に従って使用するものとし、市政に関する調査研究に資するため必要な経費以外のものに充ててはならない。

(経理責任者)

第6条 会派は、政務調査費に関する経理責任者を置かなければならない。

(収支報告書等の提出)

第7条 政務調査費の交付を受けた会派の経理責任者は、別記様式により、政務調査費に係る収入及び支出の報告書（以下「収支報告書」という。）を作成し、議長に提出しなければならない。

2 経理責任者は、収支報告書の提出に当たっては、領収書等の政務調査費に係る支出を証する書類の写しを添付しなければならない。

3 収支報告書は、前年度の交付に係る政務調査費について、毎年4月30日までに提出しなければならない。

4 政務調査費の交付を受けた会派が解散したときは、前項の規定にかかわらず、当該会派の経理責任者であった者は、解散のときから30日以内に収支報告書を提出しなければならない。

(政務調査費の返還)

第8条 市長は、政務調査費の交付を受けた会派がその年度において交付を受けた政務調査費の総額から、当該会派がその年度において市政の調査研究に資するため必要な経費として支出した総額を控除して残余があるときは、当該残余の額に相当する額の政務調査費の返還を命ずることができる。

(施行の細目)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

イ 松原市議会政務調査費の交付に関する条例施行規則

(目的)

第1条 この規則は、松原市議会政務調査費の交付に関する条例（平成13年条例第9号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(交付申請等)

第2条 政務調査費の交付を受けようとする会派の代表者は、毎年度、市長に対し議長を経由して

政務調査費交付申請書（様式第1号）を提出しなければならない。

2 前項の規定により申請した事項に異動が生じたときは、会派の代表者は、市長に対し議長を経由して政務調査費交付変更申請書（様式第2号）を提出しなければならない。

3 会派を解散したときは、当該会派の代表者であった者は、市長に対し議長を経由して会派解散届（様式第3号）を提出しなければならない。

(交付決定)

第3条 市長は、毎年度、前条第1項の規定により申請のあった政務調査費の交付について、当該年度における交付すべき額を決定し、会派の代表者に政務調査費交付決定通知書（様式第4号）により通知するものとする。同条第2項の規定により政務調査費の交付申請額に係る変更申請があったときも、同様とする。

(交付請求)

第4条 会派の代表者は、各四半期の最初の月の始めに（一の四半期の途中において新たに会派が結成されたときは交付決定後速やかに）、市長に対し政務調査費交付請求書（様式第5号）を提出しなければならない。

(使途基準)

第5条 条例第5条に規定する政務調査費の使途基準は、別表に掲げる項目ごとにおおむね右欄に掲げるとおりとする。

(収支報告書の写しの送付)

第6条 議長は、条例第7条第1項の規定により提出された収支報告書の写しを市長に送付するものとする。

別表（第5条関係）

政務調査費使途基準

項目	内容
研究研修費	会派が研究会又は研修会を開催するために必要な経費及び会派の所属議員等が他の団体の開催する研究会又は研修会に参加するために要する経費 (会場費、講師謝金、出席者負担金・会費、交通費、旅費、宿泊費等)
調査旅費	会派の行う調査研究活動のために必要な先進地調査又は現地調査に要する経費 (交通費、旅費、宿泊費等)
資料作成費	会派の行う調査研究活動のために必要な資料の作成に要する経費 (印刷製本代、翻訳料等)
資料購入費	会派の行う調査研究活動のために必要な図書、資料等の購入に要する経費

	(書籍その他の資料購入費)
広報費	会派の調査研究活動、議会活動及び市の政策について住民に報告し、PRするために要する経費 (広報紙・報告書印刷費、送料、会場費等)
広聴費	会派が住民からの市政、会派の政策等に対する要望及び意見を吸収するための会議等に要する経費 (会場費、印刷費、アンケート代、茶菓子代等)
人件費	会派の行う調査研究活動を補助する職員を雇用する経費
事務所費	会派の行う調査研究活動のために必要な事務所の設置及び管理に要する経費 (賃借料、維持管理費、備品・事務機器購入・リース代等)
その他の経費	上記以外の経費で会派の行う調査研究活動に必要な経費 (事務機器購入・リース代、事務用品購入費、通信費等)

第4 監査の結果及び判断

1 結論

請求人の主張は認められず、本件請求には理由がないものと判断し、本件住民監査請求は、これを棄却する。

2 理由

(1) 判断の方法

平成 24 年度における松原市議会議員の一部政務調査費が不適切な支出がみられるという主張について、次のように判断する。

政務調査費については、法改正により設けられた制度であり、本市においても、法第 100 条第 14 項及び第 15 項の規定に基づき、平成 13 年に「松原市議会政務調査費の交付に関する条例」を制定した。

また、政務調査費の交付基準については、法第 100 条第 14 項において、政務調査費は議会の議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として交付するという規定はあるが、具体的内容については触れておらず、各地方公共団体において、条例等においてその取扱い方法を定めることとなっており、本市においても同様の取扱いを行い、「松原市議会議員政務調査費の交付に関する条例施行規則」第 5 条において、使途基準の項目と内容を規定して取り扱っている。

政務調査費の交付に関しては、法の趣旨等に照らして、調査研究の対象や目的については各議員の自主性、自立的判断が尊重されるべきであるが、条例第 5 条に明記している「会派は、政務調査費を別に定める使途基準に従って使用するものとし、市政に関する調査研究に資するため必要な経費以外に充ててはならない」という前提のもと、請求人が不適切な支出であると主張する

政務調査費が、本市の使途基準に合致しているか否か、また社会通念上その必要性、合理性等を勘案した中で監査を行った。

(2) 判断の内容

公明党

ア 平成 25 年 11 月 11 日に会派より平成 24 年度収支報告書の修正による返還が認められた。

イ 請求人は、平成 25 年 3 月 30 日に支出した事務用品 5 人分の内訳が不明であり、平成 25 年 3 月 30 日の支出は年度内の政務調査活動に寄与したとは認めがたいので不適切な支出であると主張するが、関係者等からの調査報告により、内訳は別表 1 のとおりであり、政務調査に要する事務用品と確認できた。事務用品は政務調査費のその他経費として充てることができる。また、法第 208 条第 1 項、第 2 項の定める会計年度及びその独立の原則は、地方議会の会派のように任意団体としての性質を有する団体に適用されない。

したがって、上記支出が使途基準に違反した違法または不当な支出であるとはいえない。

ウ 請求人は、平成 25 年 3 月 30 日に支出した地図 5 冊分は、年度内の政務調査活動に寄与したとは認めがたいので不適切な支出であると主張するが、地図は調査研究活動のため必要な資料であり、政務調査費の資料購入費に充てることができる。また、法第 208 条第 1 項、第 2 項の定める会計年度及びその独立の原則は、地方議会の会派のように任意団体としての性質を有する団体に適用されない。

したがって、上記支出が使途基準に違反した違法または不当な支出であるとはいえない。

エ 請求人は、会派のホームページ制作費の支出について、ホームページには市政報告的な側面と個人宣伝的な側面が混在しており、会派や議員団というより党としての宣伝や活動報告と解釈するような記述も多数見られるため、東京高裁（平成 22 年 11 月 5 日判決）の判例のもと支出金額の半額については、不適切な支出であると主張する。

関係者等からの調査報告により、ホームページは請求人の主張にある東京高裁（平成 22 年 11 月 5 日判決）の判例にある個人のホームページでの作成ではなく、松原市公明党議員団として作成しているものである。また、監査請求となっている平成 24 年度当時のホームページの内容は、現在確認できないが、現在のホームページには平成 24 年度に作成した議会活動や市政に関する政策を広く住民に周知させるための広報活動である記述が多数掲載されているので、全額支出は妥当である。

したがって、上記支出が使途基準に違反した違法または不当な支出であるとはいえない。

自由民主党

ア 請求人は、会派議員が東京へ会派視察を行った時に、会派議員のフェイスブック投稿で確認できるように、当日東京において自由民主党大会が開催されているので、会派視察の主目的が政治活動に属する経費であると主張するが、関係者等からの調査報告により、政務調査研究活

動として、松原市のセーフコミュニティの取り組みとなっている住民との協働のまちづくりの視察のため、住民との協働のまちづくりの先進的な事例として、東京都墨田区を視察した調査旅費であった。視察した日に党大会に出席していたとしても、使途制限には該当しない。

したがって、上記支出が使途基準に違反した違法または不当な支出であるとはいえない。

イ 請求人は、貸室料として支出している領収書の宛名が「自民党松原市支部」「自民党松原支部」となっていることから、政治団体としての支出であると主張する。

貸室の日付は、平成24年4月7日、平成24年5月9日、平成24年11月21日とあり、平成24年4月7日分については、平成25年11月5日に会派より平成24年度収支報告書の修正による返還が認められた。

関係者等からの調査報告により、平成24年5月9日、平成24年11月21日に係る貸室料の会議の内容については、住民12～13名が参加した会派からの市政報告や住民から市政に対する陳情要望のための会議であった。また、領収書の宛名については、会派が市政報告等のために会議室を借りたにもかかわらず、領収書の発行元に宛名の指定を誤ったものである。

したがって、上記支出が使途基準に違反した違法または不当な支出であるとはいえない。

ウ 請求人は、広聴費として支出している領収書の宛名が「自民党松原支部」となっていることから、政治団体としての支出であると主張するが、関係者等からの調査報告により、会派は年間を通じて広く住民から市政への意見や要望を聴く機会が多数ある。この支出はその時に発生するお茶代であった。また、領収書の宛名については、広聴費のために使用のお茶代であったにもかかわらず、領収書の発行元に宛名の指定を誤ったものである。

したがって、上記支出が使途基準に違反した違法または不当な支出であるとはいえない。

エ 平成26年2月10日に会派より平成24年度収支報告書の修正による返還が認められた。

日本共産党

ア 平成26年1月22日に会派より平成24年度収支報告書の修正による返還が認められた。

松原会

ア 請求人は、予算執行実績報告書・決算書は会派が作成するものではなく、行政が作成する資料なので政務調査費を充当することは不適切であり、請求人が確認した政務調査費支出証書に添付された領収書から「通し番号や但し書きがない」「領収日は当該発行元の週休日ではないのか」「金額欄に改ざんの余地がある」「収入印紙代が適正でない」という疑問点が見られることから、十分な説明がなされているとはいえず、不適切な支出であると主張する。

関係者等からの調査報告により、予算執行実績報告書・決算書は行政の資料を基に市政報告の資料として会派が作成したものであり、住民に対しての市政報告資料として使用している。また、予算執行実績報告書・決算書に係る見積書や請求書が提出され、単価、発行部数、金額の確認がとれ領収書の金額とも一致した。以上のことより政務調査活動に資する資料作成費であり、不適切な支出に該当しない。

したがって、上記支出が使途基準に違反した違法または不当な支出であるとはいえない。

池内秀仁 議員

アイウ 請求人は、高速道路通行料金、タクシー代、ガソリン代の二分の一が、それぞれ前年度に係る支出であるため不適切な支出であると主張するが、法第 208 条第 1 項、第 2 項の定める会計年度及びその独立の原則は、地方議会の会派のように任意団体としての性質を有する団体に適用されない。

したがって、上記支出が使途基準に違反した違法または不当な支出であるとはいえない。

河内徹 議員

ア 請求人は、補助金でまかなわれている政務調査費においては「最少の経費で最大の効果を挙げることが期待されていること」また、大阪地裁（平成 18 年 7 月 19 日判決）の判例に「議員としての調査研究活動のために通常複数台のパソコンが必要であるとまでは直ちに認め難く」とあることから、タブレット端末及び 2 台目のパソコンへの支出は不適正な支出であり、また、政務調査費支出証書に添付している領収書において重複している領収書も確認できると主張する。

関係者等からの調査報告により、当該議員が使用しているパソコンは、主に政務調査研究活動において必要な資料を作成するために、市議会議員控室、自宅において使用しており、タブレット端末は、移動時や現場での政務調査に関する資料収集等の調査ツールとして使用している。また、重複している領収書の件については、重複の支出はなく、誤って政務調査費支出証書に添付していたものである。

したがって、上記支出が使途基準に違反した違法または不当な支出であるとはいえない。

紀田崇 議員

ア 平成 25 年 12 月 3 日及び、平成 26 年 2 月 10 日に会派より平成 24 年度収支報告書の修正による返還が認められた。

イ 請求人は、平成 24 年 7 月 9 日と平成 24 年 8 月 5 日、平成 24 年 8 月 6 日という期間から、短期間に 2 度も東京視察に行く必要性が不明であること、通常の旅費の手続きにおいては「旅費請求兼受領書」を添付するがその手続きを怠っていることや、政党活動であることが疑われることから、不適切な支出であると主張するが、関係者等からの調査報告により、2 度の東京出張についてはそれぞれ研究研修活動として、党が主催する社会保障制度に関する勉強会に参加したものである。また、「旅費請求兼受領書」については、会派の経理責任者が政務調査費支出証書に添付を忘れたものであり、報告において今回提出された。

したがって、上記支出が使途基準に違反した違法または不当な支出であるとはいえない。

ウ 平成 26 年 2 月 10 日に会派より平成 24 年度収支報告書の修正による返還が認められた。

エ 平成 26 年 2 月 10 日に会派より平成 24 年度収支報告書の修正による返還が認められた。

オ 平成 26 年 2 月 10 日に会派より平成 24 年度収支報告書の修正による返還が認められた。

カ 平成 26 年 2 月 10 日に会派より平成 24 年度収支報告書の修正による返還が認められた。

キ 平成 25 年 11 月 5 日に会派より平成 24 年度収支報告書の修正による返還が認められた。

篠本修 議員

ア 請求人は、ボランティア活動であると推測される総額 234,653 円については、私的な活動に係る経費であり政務調査費から支出するのは、使途基準を逸脱する違法または不当な支出であると主張する。

平成 24 年 11 月 20 日に「子育て支援ボランティア拡大広報」として支出している 61,425 円以外の 173,228 円については、平成 25 年 11 月 5 日に会派より平成 24 年度収支報告書の修正による返還が認められた。

また、平成 24 年 11 月 20 日の「子育て支援ボランティア拡大広報」については、関係者等からの調査報告により、子育て支援に関する会派の調査研究活動を、住民に報告するための広報を印刷したことに要した経費であり、その広報に係る請求書から単価、発行部数、金額の確認が取れた。

したがって、上記支出が使途基準に違反した違法または不当な支出であるとはいえない。

イ 平成 25 年 11 月 5 日に会派より平成 24 年度収支報告書の修正による返還が認められた。

ウ 請求人は、新聞購読料として 1 年分の支出をしているが、その内 4 ヶ月分の領収書しか添付しておらず、残り 8 ヶ月分の領収書がないのは、違法または不当な支出であると主張しているが、関係者等からの調査報告により、会派の経理責任者は、政務調査費支出証書に添付した領収書のみで収支報告に関して有効であるとの認識であった。そのため 8 ヶ月分の領収書が添付されていなかった。しかしながら、その添付されていなかった 8 ヶ月分の領収書等の提出があり、新聞購読料として 1 年分の支払い確認が取れた。

したがって、上記支出が使途基準に違反した違法または不当な支出であるとはいえない。

下原郊紀 議員

ア 請求人は、ホームページの保守料として 12 ヶ月分を支出しているが、当該議員がホームページを開設したことは平成 24 年 9 月のことであり、平成 24 年 10 月 10 日にホームページ開設記事がアップされているところから、平成 24 年 4 月からホームページの保守料の政務調査費を支出しているのはおかしく、また、領収書の発行元に電話を試みたが現在使われておらず、入居元の運営会社にその団体の住所地に実在するか確認を取ったところ、実態がなかった。このことから実際にホームページを製作・保守している団体が誰なのかも不明である。よって、違法または不当な支出であると主張する。

関係者等からの調査報告により、まず、ホームページの保守管理に関する費用については、

ホームページの更新を行っているのか否かに関わらず、発生するものである。

続いて、年間を通じてのホームページの作業内容であるが、平成24年10月に行ったホームページのアップに向けて、平成24年4月から平成24年9月にかけて、ホームページのデザイン、コンテンツ制作を実施し、平成24年10月以降は、住民への情報提供等、ホームページの特性を十分に活かすための保守、維持管理等を実施した。

次に、住所の実存に関することについては、当該団体は平成23年7月31日付けにて、請求人が確認した領収書の住所地から、新しい住所地に移転している。このことは郵便物に関する転居届により、郵便物が新しい住所地に届いており、実際の郵便物において確認することができた。このサービスに関する契約書においては、新しい住所地で契約しており、請求人が確認した領収書は、当該団体が誤って旧住所地を記載したゴム印を使用したと考えられる。

したがって、上記支出が使途基準に違反した違法または不当な支出であるとはいえない。

イ 請求人は、資料作成費で支出している領収書の団体が、上記アと同じ住所の実存がない団体であるため、違法または不当な支出であると主張するが、上記アと同様、請求人が確認した領収書は、当該団体が誤って旧住所地を記載したゴム印を使用したと考えられる。

したがって、上記支出が使途基準に違反した違法または不当な支出であるとはいえない。

中尾良作 議員

ア 請求人は、乾電池等の平成25年3月30日の支出は、年度内の政務調査活動に寄与したとは認めがたいので不適切な支出であると主張するが、乾電池等は事務用品であるので、政務調査費のその他の経費として充てることができる。また、法第208条第1項、第2項の定める会計年度及びその独立の原則は、地方議会の会派のように任意団体としての性質を有する団体に適用されない。

したがって、上記支出が使途基準に違反した違法または不当な支出であるとはいえない。

橋本邦寿 議員

アイ 請求人は、ガソリン代7,444円の二分の一である3,722円及び地方議員懇談会（平成24年度合同総会）の支出については、前年度分の支出なので不適切な支出であると主張するが、法第208条第1項、第2項の定める会計年度及びその独立の原則は、地方議会の会派のように任意団体としての性質を有する団体に適用されない。

したがって、上記支出が使途基準に違反した違法または不当な支出であるとはいえない。

ウ 平成26年2月10日に会派より平成24年度収支報告書の修正による返還が認められた。

エ 請求人は、「市民の意見を聴く広聴会会場費」として支出しているのは、当該議員の後援会が主催する新年互礼会であり、多くの自治体で制定されている政務調査費のガイドライン等で支出が認められていない「後援会活動に係る経費」に当たり違法または不当な支出であると主張するが、関係者等からの調査報告により、当日会場において広く住民に、松原市の重点施策等の市政報告や意見や要望を聴くことを行った。

そのため、政務調査費の使途基準の広聴費に該当し、使途制限に値しない。

したがって、上記支出が使途基準に違反した違法または不当な支出であるとはいえない。

堀川静子 議員

ア 請求人は、書籍代の領収書に購入内訳がなく同一書店で、定期的にはほぼ同額の買いものをする行為は不自然であり、市政に関する調査研究に必要な出費であるか疑わしいので、違法または不当な支出であると主張するが、関係者等からの調査報告により、購入した書籍代の内訳は別表2のとおりであり、調査研究に用いる資料として購入したものである。また、書籍代の支払い方法としては、7回に分割して支払ったものである。この書籍代の合計額は、請求人の主張にある181,460円を上回る192,675円であったが、その差額の11,215円については、自己負担をしているものである。

したがって、上記支出が使途基準に違反した違法または不当な支出であるとはいえない。

イ 請求人は、USBフラッシュメモリー等の平成25年3月31日の支出は、年度内の政務調査活動に寄与したとは認めがたいので不適切な支出であると主張するが、USBフラッシュメモリー等は事務用品であるので、政務調査費のその他の経費として充てることができる。また、法第208条第1項、第2項の定める会計年度及びその独立の原則は、地方議会の会派のように任意団体としての性質を有する団体に適用されない。

したがって、上記支出が使途基準に違反した違法または不当な支出であるとはいえない。

三重松清子 議員

ア 請求人は、コピー用紙の平成25年3月20日、同年同月28日の支出は、年度内の政務調査活動に寄与したとは認めがたいので不適切な支出であると主張するが、コピー用紙は事務用品であるの、政務調査費のその他の経費として充てることができる。また、法第208条第1項、第2項の定める会計年度及びその独立の原則は、地方議会の会派のように任意団体としての性質を有する団体に適用されない。

したがって、上記支出が使途基準に違反した違法または不当な支出であるとはいえない。

山本真吾 議員

ア 請求人は、書籍代として支出している書籍の内訳が携帯電話のマニュアル本であり、私的経費であるから政務調査費へ充当することは認められず、不適正な支出であると主張するが、関係者等からの調査報告により、書籍は市の情報発信の方法についての調査研究に用いる資料として購入したものである。

したがって、上記支出が使途基準に違反した違法または不当な支出であるとはいえない。

若林良信 議員

ア 平成25年12月13日に会派より平成24年度収支報告書の修正による返還が認められた。

第5 意見

今回の政務調査費に係る監査請求について、使途基準を逸脱する運用等がなく、請求人が主張する不適切な支出は認められなかった。

政務調査費は、地方分権の推進に伴い、地方公共団体の議員の調査研究活動の基礎強化を図るために制度化されたもので、政務調査費の交付を受けた会派または議会が自律的に行うべきものである。このように、政務調査費の支出に広範な裁量があることから、その運用については各地方公共団体において制定している条例等に明記している使途基準に基づいて、適正な運用を図ることが求められている。

また、近年は全国的に政務調査費に関する住民監査請求や住民訴訟の事例が多数あることから政務調査費への関心が高く、政務調査費の適正な運用を求めると、その透明性の確保を求めるものであると考える。

本市においても、政務調査費に関する条例等を制定し、適正な運用を図るべく使途基準を設けている。しかしながら、各会派の経理責任者が政務調査費の収支報告書の提出にあたって、政務調査費の支出に関する領収書等の添付はあるものの、その収支報告書等を見るだけでは、政務調査に関するものか否かを判断することまでは、事例によっては非常に困難であると思料する。

加えて、平成25年度より政務調査費の名称が政務活動費となり、充てることができる経費に要請・陳情活動費等が加えられるとともに、透明性の確保という点から議長が収支報告書の調査を行う等により、適正な運用と使途の透明性の確保に努めることの規定も加わった。

これらのことを踏まえて、今回の住民監査請求を一つの契機として、透明性の確保という側面からも市民の皆様は政務調査活動の使途内容について十分に説明ができるよう、各会派と議会事務局とが連携を図りながら、各自治体における政務調査費及び政務活動費の現状を把握して、本市における政務調査活動に関する支出の一層の適正化にむけた改善や、使途基準に沿った支出であるか否か等の更なるチェック機能の強化を図ることを期待するものである。

さらに、今年度より名称が政務活動費に変わり、名称変更にもなう条例等の改正は行っているが、平成13年度の創設当時から条例等の内容についての大幅な変更がないことが見受けられる。そこで、現状の使途基準を検証するとともに、現在の社会情勢に見合った制度運用基準を各会派等とも十分に調整したなかで構築することも併せて期待するものである。

別表1

品名	数量	単価	金額(税込)
エマールRグリーンツメカエ	2	198	396
アクロンツメカエ	2	158	316
A5カバーノート	6	398	2,388
コバエガホイホイ	1	780	780
ゼブラマッキーゴクボソ	6	388	2,328
マッキーゴクボソクロ5	3	388	1,164
マッキーゴクボソクロ5	1	388	388
ハイマッキー	10	98	980
マッキーゴクボソクロ5	2	388	776
ボタンツケイト	1	268	268
レポートファイルA4	1	198	198
クリアーホルダー	6	450	2,700
テピカジェル	1	880	880
アクロンツメカエ	1	158	158
ノックシキゲルインクボール	7	198	1,386
スティックノリ	6	248	1,488
バインダークリップ	10	68	680
シュウセイテープ	6	168	1,008
ミニジャストデンタク	1	880	880
スタンプインキ	1	798	798
スタンプダイ	1	880	880
ウルトラハンガー	1	880	880
合計	76		21,720

別表2

品名	数量	単価	金額(税込)
新装版 日本政党史論 1～7	7	7,140	49,980
現代の階層社会1	1	5,040	5,040
日本人の情報行動2010	1	12,600	12,600
環境と生命	1	5,460	5,460
地域環境マネジメント	1	3,990	3,990
環境倫理学	1	3,150	3,150
世界の食料生産とバイオマスエネルギー	1	3,360	3,360
結果志向の法思考	1	5,040	5,040
国際租税法 第2版	1	3,150	3,150
経済法概説 第5版	1	3,990	3,990
民法2 第3版	1	3,780	3,780
イスラーム財産法	1	23,100	23,100
情報法の構造	1	5,880	5,880
新しい日本の民法学へ	1	8,925	8,925
日本の医療	1	5,040	5,040
少子高齢化時代の家族変容	1	5,040	5,040
内務省の歴史社会学	1	6,510	6,510
社会保障と経済 3	1	4,410	4,410
社会保障と経済 1	1	4,410	4,410
格差社会の福祉と意識	1	3,885	3,885
退職シニアと社会参加	1	6,090	6,090
人口環境学	1	3,990	3,990
政党政治の混迷と政権交代	1	4,725	4,725
男女平等参画社会へ	1	2,310	2,310
やってみよう、わがまちの財政分析	1	2,310	2,310
大阪都構想 Q&Aと資料	1	2,310	2,310
自治の重さー夕張市の検証	1	4,200	4,200
合計	33		192,675